

電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令(附則部分)

<附 則>

【説明】

<p>(施行期日) 第一条 この省令は、電気用品安全法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第二百十三号)の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。ただし、別表第二配線器具に関する改正規定は、平成二十四年一月十三日から施行する。</p>	<p>電気用品の政令指定を行った電気掃除機(1.5kW以下)、LED関連(光源及び光源応用機械器具)、リチウムイオン蓄電池の改正施行規則については、電気用品安全法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第二百十三号)の施行日(平成二十四年七月一日)から施行し、政令指定を行っていない延長コードセット(別表第二配線器具に関する改正規定)については、この施行規則の公布(官報掲載日)と同日に施行する。</p>
<p>(経過措置) 第二条 電気用品安全法施行規則第十七条の規定は、この省令の施行前に電気用品安全法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第二百十三号)による改正後の電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第二第八号(五四)、第九号(一〇)及び(一二)並びに第十二号に掲げる電気用品(以下「追加電気用品」という。)の製造又は輸入の事業を行つている者について準用する。この場合において、電気用品安全法施行規則第十七条の規定中「届出事業者」とあるのは、「届出をすることとなる事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>改正施行規則の公布と同日施行しない追加電気用品(電気掃除機(施行令別表第二第八号(54))、LED関連(施行令別表第二第九号(10)(12))、リチウムイオン蓄電池(施行令別表第二第十二号))の製造、輸入を既に行っている事業者について、この施行規則の施行前に略称承認申請が行えるよう附則で経過措置を設ける。 (当該附則により、略称承認申請等が施行日前に行えるようになる。なお、延長コードセットについては、施行規則の公布同日施行であるため、公布直後から略称承認申請等が可能。)</p>
<p>2 電気用品安全法第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定は、この省令の施行前に製造され、又は輸入された追加電気用品については、適用しない。</p>	<p>追加電気用品について、改正施行規則の施行日前に製造、輸入したのものについてはPSE表示がなくても法令違反行為にならないよう附則で経過措置を設ける。</p>
<p>3 電気用品安全法第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定は、平成二十五年一月十三日前に製造、又は輸入されたこの省令の規定による改正後の電気用品安全法施行規則別表第二の配線器具の表延長コードセットの項に掲げる電気用品については、適用しない。</p>	<p>延長コードセットについては、改正施行規則の公布から1年間の製造・輸入・並行販売可(延長コードセットとしての新技術基準適合品、これまでの旧技術基準適合品(マルチタップ(コードコネクタボディ)+コード+差し込みプラグとしての組合せ)のどちらも販売可)とする猶予期間を設け、延長コードセットとしてのPSE表示がなくても法令違反行為にならないよう附則で経過措置を設ける。</p>
<p>4 この省令の規定による改正前の電気用品安全法施行規則の規定によつてした処分、手続きその他の行為は、この省令の規定による改正後の電気用品安全法施行規則の相当の規定によつてしたもののみとする。</p>	<p>改正施行規則の施行に伴い、電気スタンド、リチウムイオン蓄電池等型式区分の変更が必要となる電気用品が発生し、再届出が必要となってしまうことから、届出事業者の事務負担軽減のため、改正前の施行規則によって行った緒手続や行政処分行為は改めて行う必要がないよう附則で経過措置を設ける。</p>